

デジタル化推進基本方針

—宣言書—

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「都産技研」という。）は、デジタルトランスフォーメーションを実現するために、以下の原則に基づきデジタル化に取り組みます。

(1) 法令遵守の原則

都産技研は、法令、規制、規範、契約上の義務を遵守し、デジタル化に取り組みます。

(2) 成果還元の原則

都産技研は、成果をステークホルダーに還元するために、デジタル化に取り組みます。

(3) 組織貢献の原則

都産技研は、法人のミッションを常に意識し、デジタル化に取り組みます。

(4) 概念実証の原則

都産技研は、事前に十分な検証を行い、デジタル化に取り組みます。

(5) 標準尊重の原則

都産技研は、規格や標準、公的な方針などを尊重し、デジタル化に取り組みます。

(6) 安全確保の原則

都産技研は、何人の生命、財産、名誉を侵害することなく、デジタル化に取り組みます。

(7) 自己点検の原則

都産技研は、自律的に見直す体制を整備し、デジタル化に取り組みます。

2021年6月1日

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

理事長 奥村 次徳